

診 断 書（兼後遺障害診断書）

（新潟県交通災害共済）

カルテ番号					
傷病者	住 所				
	氏 名	生年月日	大・昭 平・令	年 月 日	日生
傷 病 名					
症状及び経過 （注・ <u>交通事故が原因</u> であることを記入してください。）（受傷日 令和 年 月 日）					
入院治療	日間				令和 年 月 日
	自 令和 年 月 日・至 令和 年 月 日				治 癒 中 止 転 医
通院治療	実治療日数 日				治 癒 中 止 転 医
	自 令和 年 月 日・至 令和 年 月 日				
障害固定又は障害認定（特定）年月日			令和 年 月 日		
障 害 の 程 度	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表に掲げる障害の （右のアイウのいずれかに○印をつけてください。）		ア 1級に該当する イ 2級に該当する ウ 2級にも該当しない		
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級に掲げる障害の （右のアイウのいずれかに○印をつけてください。）		ア 1級に該当し、常に他人の介護を要する状態である イ 1級に該当するが、常に他人の介護を要する状態ではない ウ 1級には該当しない		
上記のとおり診断いたします。					
令和 年 月 日					
所 在 地			電 話 ()		
名 称			-		
医 師 名			Ⓔ		

- 共済見舞金支給の等級査定は実治療日数によって行います。したがって、実治療日数は必ず記入してください。
- 後遺障害の等級については、裏面の等級表を参照してください。

身体障害者福祉法施行規則別表第5号 身体障害者障害程度等級表（抄）

等級	身体障害	等級	身体障害
1級	1 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの
	2 両上肢の機能を全廃したもの		2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	3 両上肢を手関節以上で欠くもの		3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの
	4 両下肢の機能を全廃したもの		4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	5 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		5 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	6 体幹の機能障害により坐っていることができないもの		6 両上肢の機能の著しい障害
	7 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		7 両上肢のすべての指を欠くもの
	8 じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		8 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
	9 呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		9 一上肢の機能を全廃したもの
	10 ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		10 両下肢の機能の著しい障害
	11 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		11 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	12 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの		
	13 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの		

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の障害等級判定基準（厚生省保健医療局長通知（抄））

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の症状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）